

令和8年10月5日

各 所 属 長 様

市 長

令和9年度予算編成方針について（通知）

このことについて、三次市予算規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき、令和9年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 本市の財政状況

財政の健全性を示す指標である令和7年度決算の健全化判断比率は、実質公債費比率6.5%、将来負担比率31.2%であり、いずれも基準を下回っており財政の健全性を堅持している。

しかしながら、財政の余裕度を示す経常収支比率は95.0%で、前年度から低下したが、これは普通交付税の追加交付など、一時的な財源の影響などによるもので、経常的な経費が削減されたことによって財政構造が改善したためではなく、依然として県内他市と比較して義務的経費である公債費のほか、維持補修費や補助費等の歳出全体に占める割合が高く、余裕のない財政運営が続いている。

2 今後の財政見通し

歳入においては、本市の収入の約3割を占める普通交付税について、令和8年度は、国勢調査人口の減少による影響が見込まれたものの、人件費や物価の上昇等を踏まえた国の算定により大幅な減少には至らなかったが、こうした算定上の措置が今後も継続されるかは不透明である。加えて、人口減少が市税収入や普通交付税の算定に及ぼす影響などを踏まえると、歳出の増加に見合う一般財源を安定的に確保することは、引き続き困難な状況が続くものと見込まれる。

歳出においては、これまでの大規模な建設事業に係る公債費が高い水準で推移する中、複雑化・多様化する行政課題への対応や行政サービスの維持に必要な経費が増加している。さらに、人件費や物価の上昇に加え、資材価格の高騰や人手不足が、委託料、工事請負費、施設管理費など幅広い経費を押し上げており、公共施設、道路等のインフラの適切な維持管理と市民サービスの水準を確保しながら、経常的な経費を抑制することは、これまで以上に困難な状況となっている。加えて、公共施設等の老朽化に伴う改修等が今後も継続的に見込まれるとともに、大規模な更新・整備については、将来の財政負担や整備後の運営の持続可能性を十分に見極めていかなければならない。

こうした状況を踏まえると、普通交付税などの歳入が一定程度増加した場合であっても、それを上回る歳出の増加が見込まれ、収支不足を基金の取崩しにより補う厳しい財政運営が続くことが想定される。

3 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が進行し、社会経済情勢が大きく変化する中であっても、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを守り、三次に暮らすことへの誇りと将来への希望を育みながら、持続可能なまちを次の世代へ引き継いでいかなければならない。その実現には、市民、団体、事業者など、本市に関わる多様な人や想いを結び、それぞれが持つ知恵、経験、技術及び資源を活かして、地域課題の解決と新たな価値の創出に取り組む「共創」の力が不可欠である。

令和8年度は、A I活用型オンデマンドバスやデジタル通知サービスなど、人口減少社会においても行政サービスを持続的に提供するための取組を進めるとともに、地域題材エンタメ化プロジェクト、全国ローカル鉄道甲子園などを通じて、地域内外の人や資源を結び、新たな交流と活力を生み出す取組を展開している。

予算編成にあたっては、こうした取組によって生まれた「ツナガリ」を確かな成果へと結びつけ、さらに次の取組へと広げていく。「第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～」に掲げる基本理念「市民のしあわせの実現」をめざし、前例にとらわれることなく、将来を見据えて、真に必要な施策を積極的かつ計画的に推進する。あわせて、現世代のみならず将来世代にも効果が及ぶ施策を選択し、三次の持つ力と可能性を未来へつなぐ予算を編成するものとする。

(1) 「第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～」の諸施策の推進

6つの政策の柱に基づく各種施策については、5つの共通基盤と一体的に取り組むことで、その効果と効率性を高めるとともに、全庁的な情報共有と部局間の連携を強化し、分野を越えた相乗効果の創出を図り、社会経済情勢や事業の進捗、成果等を踏まえて優先順位を明確にした上で設定した目標指標の達成に向けて計画的に実行すること。

あわせて、「第5次三次市行財政改革推進計画」に掲げる目標の達成に向けて、行財政改革の取組を積極的かつ着実に推進すること。

【政策の柱】

- 政策1 健康で安心感のある暮らし（保健・医療、福祉、多文化・共生）
- 政策2 安全で快適な生活環境（自然環境、生活基盤、防災減災・安全）
- 政策3 子どもの未来応援（子育て、教育）
- 政策4 豊かな心と生きがい（芸術・文化、スポーツ）
- 政策5 いきいきとした地域（定住・交流、住民自治）
- 政策6 活力ある産業（農林畜産、商工、観光）

【共通基盤】

つながりによる協働・共創、情報発信・シティプロモーション
デジタル・トランスフォーメーション（DX）、広域連携、行財政改革

(2) 持続可能な財政運営の推進

限られた財源及び人材の中で、まちづくりの取組と財政健全化の両立を図るため、職員一人一人がこれまでの知見と創意工夫を最大限に発揮するとともに、「共創」の視点を持って市民、団体、事業者などとの協働・連携や民間活力の活用を積極的に進め、その際には、行政サービスの質、費用対効果及び持続可能性を十分に検証すること。

各部局においては、「選択と集中」の視点を強く意識して施策の優先順位を改めて見直し、安易に前年度どおりの予算要求を行うことなく、事業の成果や執行状況を踏まえて経費を十分に精査し、最少の経費で最大の事業効果が上がる予算編成に最大限努めること。

持続可能な財政基盤の確立に向けて、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、プライマリーバランスや市債残高の推移を意識し、健全化判断比率の健全性を堅持するとともに、財政調整基金については、収支不足を安易にその取崩しによって補うことなく、事業の必要性や優先順位を十分に精査することにより取崩額を可能な限り抑制し、今後の財政需要や不測の事態に備えた基金残高の確保に努めるものとする。

◆各部局の要求基準（シーリング）

予算要求における経費については、次のとおり要求基準を定め、主要施策の実現に向けた事業費への重点的な予算配分を行うこととする。

- ・令和7年度決算額から一時的または特殊要因を除いた額を予算配分の基本とする。
- ・内部管理経費を含む政策経費及び経常経費は、別途総務部財政課通知「令和9年度予算要求要領」において示す。

4 その他の留意事項

(1) P D C Aサイクルの徹底

行政運営の効率化と行政サービスの維持・向上を目的として、P D C Aサイクルを徹底する。

「P」に相当する新規・拡充事業または既存事業を再構築する場合については、市民への説明責任を果たす観点から、「三次市実施計画」のチェックシートを活用し、事業の目的、背景など予算要求の根拠を明確にするとともに、成果指標を示した上で要求すること。

「C」の「評価・点検」、「A」の「改善」については、令和7年度決算を踏まえた事業の成果や課題の検証及び令和8年度「T h e 行政チェック」における2次評価を反映した予算編成とすること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの取組（ゼロベースの観点）

限られた財源及び人材の中で、新たな行政需要に的確に対応するため、既存事業の継続を前提とすることなく、事業の必要性、成果、費用対効果及び行政が担うべき範囲をゼロベースの視点で検証し、次の事項に取り組むこと。

ア 全ての事務事業について、社会経済情勢や市民ニーズの変化、事業の成果及び執行状況を踏まえて必要性を検証し、事業の統合、再構築、規模の適正化、実施手法の変更または廃止を含めた見直しを行い、その結果を予算要求に反映すること。

イ 公共施設の修繕及び改修については、個別の修繕等の必要性のみで判断することなく、施設の利用状況、今後の需要、類似施設との機能分担及び将来の維持管理経費を踏まえ、統廃合や複合化を含めた施設のあり方を検討すること。その上で、必要性和優先順位を明確にし、財政負担の平準化を図りながら計画的に実施すること。

ウ 事務事業の見直しにあたっては、業務の必要性や手順を検証し、情報セキュリティに留意しながら、生成A I や音声認識システム等を業務の特性に応じて活用すること。これにより、適正な事務執行を確保しつつ、業務の効率化と業務時間・時間外勤務の縮減を進め、行政サービスの維持・向上につなげる。また、D X推進リーダー研修で育成した職員を各部局におけるデジタル活用と業務改善の推進役とし、組織全体で業務改革に取り組むこと。

エ 新規・拡充事業については、事業の必要性、緊急性、期待する成果及び後年度の財政負担や業務量を十分に検証するとともに、既存事業の縮減、廃止または実施手法の見直しにより必要な財源及び人員を確保すること。また、新規・拡充事業、既存事業及び繰越事業を含めた各部局全体の事業

量と執行体制を検証し、優先順位の精査、実施時期の見直し等により、事業量の適正化及び平準化を図ること。

オ 物価高騰等によるコストの増加については、従前の事業内容や数量を維持したまま機械的に予算額を上乗せすることなく、仕様、実施方法、実施時期及び事業規模を改めて検証し、必要かつ適正な予算要求とすること。

(3) 国・県等の諸施策の活用及び自主財源の確保

国・県等との連携を密にし、国・県等が実施する各種施策についての的確な情報収集と十分な研究を行い、補助金等の有利な財源を最大限活用すること。

ただし、財源措置があることのみをもって事業化することなく、事業の必要性及び費用対効果を十分に検証するとともに、市の一般財源負担、財源措置の終了後における事業の継続性、施設の維持管理費等の後年度負担を含めて判断すること。

使用料等の受益者負担については、市民間の公平を図る観点から、受益と負担の関係を検証し、適正な水準となるよう見直しに取り組むこと。

ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金については、本市の魅力や取組を市内外に広く発信するとともに、市民サービスの向上や地域課題の解決に資する重要な財源として積極的に推進すること。

(4) 不用額の分析

決算不用額を徹底的に検証し、要因を分析した上で、過大計上を防ぎ、精度の高い積算を行うこと。特に、令和7年度決算において多額の不用額が発生した科目及び複数年度にわたり多額の不用額が発生している科目については、改善策を講じ、予算要求に反映すること。

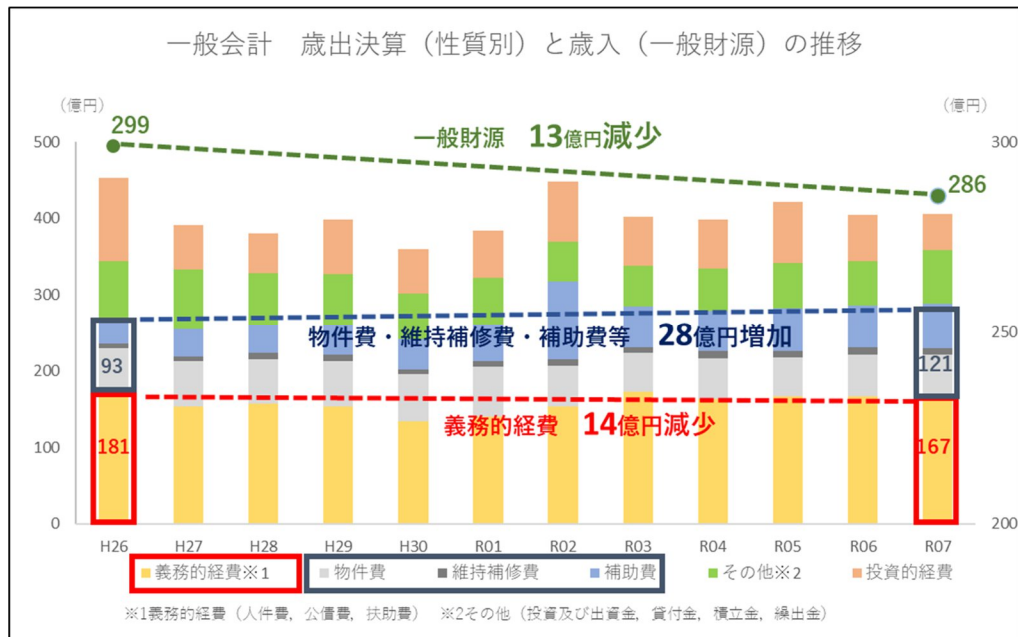
(5) 特別会計及び企業会計の自立的運営

特別会計及び企業会計については、一般会計が負担すべき経費を明確にした上で、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、収入の確保、経費の適正化及び事業運営の効率化に取り組むこと。特に、一般会計からの繰出による負担が大きい会計については、繰出の内容及び必要性並びに負担が生じている要因を分析し、経営改善により縮減可能な負担について、中長期的な縮減に向けた具体的な取組を進めること。

以上の方針に基づく細目については、別途、総務部財政課が通知する「令和9年度予算要求要領」に定めるものとする。

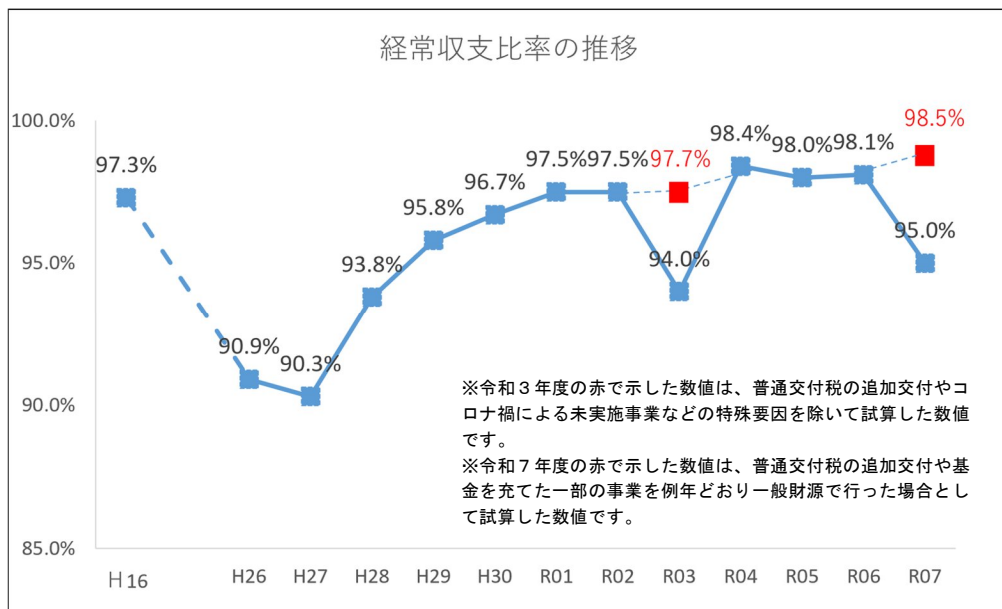
【参考】

(1) 決算における歳入及び歳出の状況



歳入のうち自由に活用できる一般財源は、普通交付税の合併による優遇措置の終了などにより平成26年度と比べ約13億円減少している。また、歳出は、積極的な繰上償還により義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は約14億円減少しているものの、施設等の維持管理経費や行政サービスに係る物件費・維持補修費・補助費等の合計額は、約28億円増加している。歳入（一般財源）が減少する一方で固定的な経費が増加していることから今後も余裕のない財政運営が続くものと見込んでいる。

(2) 経常収支比率の推移



平成27年度以降、普通交付税の合併による優遇措置の縮減に伴い、経常収支比率は上昇傾向にある。令和7年度は、普通交付税の追加交付などの一時的な要因により比率が低下したが、財政構造そのものが改善したものではなく、今後も高い水準で推移することが見込まれる。